

# 周南市齋場指定管理者募集要項

令和4年8月

周南市 環境生活部 環境政策課

## 目 次

1	施設の概要	1
2	指定申請受付期間	3
3	質問の受け付け等	3
4	管理の条件	3
5	申請の手続き等	8
6	指定管理者の指定手続き	11
7	指定管理者の公表	11
8	指定管理開始までの準備	11

別表 今後の主なスケジュール

別紙1 質問票

別紙2 提出書類の作成要領

別紙3 仕様書

平面図

## 1 施設の概要

### (1) 施設の沿革

本施設は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する施設として、火葬を行うことを目的としています。

新南陽斎場は平成5年に設置し、その後平成6年にペット火葬施設を増設しました。

鹿野斎場は、平成8年に設置しました。

施設の管理運営は、新南陽斎場、鹿野斎場とも直営とし火葬業務のみ民間に委託していましたが、平成18年4月より指定管理者制度を導入しています。

### (2) 施設の役割

墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬施設として、本法律の目的に沿った運営を行い、併せて葬儀場の使用やペット火葬を実施し、総合的なサービスを提供します。

### (3) 名称及び所在地

#### ア 新南陽斎場

周南市大字米光12185番地

#### イ 鹿野斎場

周南市大字鹿野上3456番地2

### (4) 施設規模

	新南陽斎場	鹿野斎場
敷地面積	5 2 7 5 m <sup>2</sup>	2 5 4 5 m <sup>2</sup>
総延床面積	1 0 7 3 . 9 2 m <sup>2</sup> (ペット火葬施設 5 0 . 4 0 m <sup>2</sup> )	2 9 5 . 1 5 m <sup>2</sup>
構造等	鉄筋コンクリート造平屋一部2階建 (ペット火葬施設 鉄骨平屋建)	鉄筋コンクリート造 平屋一部2階建
建築時期	平成5年7月 (ペット火葬施設 平成6年3月)	平成8年2月
設備	別紙平面図のとおり 一般火葬炉3基、汚物炉1基、 ペット火葬炉1基	別紙平面図のとおり 一般火葬炉1基

### (5) 開場日、開場時間

	新南陽斎場	鹿野斎場
開場日	毎日	業務がある日時
開場時間	午前9時から午後6時まで	

(6) 前年度の利用状況実績

		令和3年度
新南陽斎場	火葬件数	619件
	ペット火葬件数	396件
	葬儀場等利用件数	1件
鹿野斎場	火葬件数	49件

(7) 令和4年度における委託状況

ア 委託料

38,085,856円

イ 委託料に含まれる経費

・ 新南陽斎場

人件費	斎場運営に係る経費
需用費	消耗品費、燃料費（火葬用灯油）、食糧費、印刷製本費、電気使用料、修繕料、プロパンガス代等
役務費	通信運搬費（電信電話料）、手数料（浄化槽法定検査）等
委託料	浄化槽保守管理、電気工作物保守管理、消防設備保守点検、空調設備保守点検、清掃業務、機械警備、飲料水水質検査、廃棄物処理、火葬灰処理、植栽管理、草刈業務、火葬炉設備保守等
使用料	テレビ聴視料、AED使用料等

・ 鹿野斎場

需用費	消耗品費、燃料費（火葬用灯油）、電気使用料、水道使用料、修繕料等
役務費	通信運搬費（電信電話料）、手数料（浄化槽法定検査）等
委託料	浄化槽保守管理、電気工作物保守管理、消防設備保守点検、清掃業務、廃棄物処理、火葬灰処理、植栽管理、火葬炉設備保守等

(8) 指定管理料の上限額

指定管理期間における指定管理料の上限額は次のとおりとし、周南市は指定管理者に対し指定管理料を払います。

指定管理料上限額（5年間） 1億9,990万円（消費税及び地方消費税を含む）

内 燃料費上限額（5年間） 1,839万円

燃料費（火葬施設の運転に係る灯油）については、年度ごとに限度額を年度協定書に示し、年度末に実績を精算することとします。精算により限度額を下

回った場合は、その差額を市に返納していただきます。

## 2 指定申請受付期間

令和4年9月2日（金）から9月16日（金）の午後5時15分までに所定の窓口を持参するか、郵送のこと。（郵送の場合は、指定期日までに必着のこと。）

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日は除きます。また、応募期間終了後は、応募書類の変更及び追加はできません。

## 3 質問の受け付け等

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間

令和4年8月16日（火）から8月29日（月）の午後5時15分まで

### (2) 受付方法

質問票（別紙1）に記入のうえ、下記へ提出してください。持参又は郵送の外、FAX又は電子メールの提出も受け付けます。

提出先 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市環境生活部 環境政策課 生活衛生担当

FAX : 0834-22-8325 E-mail : kankyo@city.shunan.lg.jp

### (3) 回答方法

令和4年8月30日（火）から9月1日（木）の期間内にFAX又は電子メールにより回答します。なお、質問及び回答については周南市ホームページで公表します。

## 4 管理の条件

### (1) 応募資格

ア 法人又は団体で、施設管理業務が可能で、斎場運営に関する知識、経験及び熱意があること。

イ 法人若しくは団体又はその代表者が次に該当する場合は、応募できません。

- ・ 法律行為を行う能力を有しない場合
- ・ 破産者で復権を有しない場合
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
- ・ 公募に係る募集期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

- ・ 公募に係る募集期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ・ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する場合
- ・ 国税、県税又は市税を滞納している場合
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等である場合
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく更正又は再生手續きをしている場合
- ・ 本業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する法人又は団体ではないと考えられる場合

ウ 施設の管理に当たって消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する甲種防火管理者及び同法第13条に規定する乙種第4類危険物取扱者の資格を有すること。

エ 指定管理開始までに、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録番号を取得していること。

## (2) 指定管理者が行う業務

ア 一般火葬に関する業務

イ ペット火葬に関する業務

ウ ペット火葬施設の使用の許可に関する業務

エ 斎場使用料の徴収業務

オ 施設の維持管理に関する業務

営繕工事等で周南市が実施するものを除きます。

業務の実施に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

外部事業者へ一部の業務を委託することは可能ですが、この場合は申請時の事業計画書及び収支計画書に明記してください。

カ 災害発生時の対応

災害発生時において、新南陽斎場は、周南市災害対策部署より緊急避難所として指定されることがあります。その際は、避難者が静養する場所の確保等に協力すること。

## (3) 使用料の取扱い

指定管理者に、施設の使用料を徴収していただきます。

使用料は周南市の収入となります。

(4) 管理の基準等

- ア 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- イ 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- ウ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行うことにより、周南市民、利用者の信頼を得る努力をすること（情報公開取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいいます。）。
- エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいいます。）。

管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

(5) 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(6) 管理に要する経費

- ア 申請時に、収支計画書等で明記してください。
- イ 年度の予算の範囲内において、年度ごとの個別協定により決定し、年4回（3か月実績ごと）に分けて支払います（協定は、指定の期間を通した基本協定と、年度ごとの個別協定の2種類結びます。）。細目的事項については、協議のうえ協定で定めます。
- ウ 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合があります。

(7) リスク分担等に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設の管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ ア又はイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- エ 指定管理者に責任がない場合の市と指定管理者の基本的な責任分担の考え方は、次表のとおりとします。

項 目	指定管理者	周南市
① 施設の維持管理	○	

② 機械設備の維持管理	○	
③ 備品の維持管理	○	
④ 物価変動（燃料費の高騰に伴う経費の増等）	○	○ 別途協議
⑤ 使用料の徴収	○	
⑥ 許可権限のある施設の利用許可等	○	
⑦ 施設の小規模修繕	○	
⑧ 施設の大規模修繕		○
⑨ 事故・火災等による施設及び施設用品の修繕等	○	○
⑩ 使用者の被災・損害	○	○
⑪ 施設に係る各種保険加入等	○	○
⑫ 包括的管理責任		○

細目的事項については、協議のうえ協定で定めます。

オ 指定期間内における主なリスクについては次表のとおりとし、その他の事項については、市と指定管理者の協議により決定するものとします。

種類	内容	負担者	
		指定 管理者	市
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
	光熱水費、燃料費の高騰に伴う経費の増 (※光熱水費、燃料費の高騰が、施設の管理運営に大きな影響を与えるような施設について適用する事項)	○	○ 別途協議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺地域住民、施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	○	
	上記以外		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持		○

	管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○ 別途協議
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
資金調達	経費の支払遅延（市から指定管理者）によって生じた事由		○
	経費の支払遅延（指定管理者から市）によって生じた事由	○	
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模によるもの）	○	
	経年劣化によるもの（上記以外）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生	○	
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務廃止の場合における事業者の撤収費用	○	

(8) 事業報告について

- ア 毎月終了後、当該月の管理の業務に関する事業報告を提出してください。
- イ 毎年度終了後60日以内（年度の途中において指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、その満了の日の翌日又はその指定を取り消された日の翌日から起算して60日以内）に、その年度の管理の業務に関する事業報告を周南市の指定する様式又はその要件を満たす書類により提出してください。

(9) 指定管理者評価制度について

周南市は、条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施します。

(10) 公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがあります。その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行います。

## 5 申請の手続き等

(1) 提出先

環境生活部 環境政策課 生活衛生担当

電話 0834-22-8322

FAX 0834-22-8325

メールアドレス kankyo@city.shunan.lg.jp

(2) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を周南市に提出してください。

- ア 指定管理者の指定申請書（様式1）
- イ 法人登記事項証明書
- ウ 最近1年間の法人又は団体の国税、都道府県税及び市区町村税の滞納が無いことを証する書類並びにその代表者の国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いことを証する書類
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 法人又は団体の概要を示す書類
- ・ 沿革・実績を示す書類
  - ・ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - ・ 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類
  - ・ 予算関係書類（事業計画書、収支予算書）
- カ 施設の事業計画書（様式2）

- ・ 作成に当たっては、「提出書類の作成要領（別紙2）」を参照してください。

キ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団等であるかどうかについて、山口県警察本部に照会するため必要となる役員名簿（様式3）

※ 申請者は、正本1部及び、ア、オ、カについては、写しを7部提出してください。

※ 周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

### (3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがあります。なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

### (4) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

### (5) 指定管理者の候補者の選定の基準

指定管理者の候補の選定に当たっては、申請の内容について、以下の評価基準に基づいて評価し、その評価をもとに候補者の選定を行います。

配点	1次評価（事前評価） （200点）			2次評価 （150点）
	絶対的条件	経営能力	事業計画書	プレゼンテーション
評価項目	応募資格 管理運営基本方針	経営能力 専門性 規則・規程の整備 情報公開・個人情報保護 サービス向上 危機管理 災害時対応	施設目的理解度 目標管理 運営理念 施設振興方策 地域連携・支援 運営提案 適正な業務委託 職員採用・配置 人災育成・研修計画 IT対応 円滑な施設運営 利用者要望・意見集約	施設の設置目的の理解 目標管理 公共性の担保 独自の工夫によるサービスの向上 施設管理 利用者満足度 収支計画 その他（信頼性・誠実さ等）

			経費（提案額） 実施計画書 施設使用対応	
--	--	--	----------------------------	--

ア 応募資格

イ 管理運営の基本方針（施設の目的、市民の平等利用等に対する考え方）

ウ 申請団体の事業実績・経営状況

エ 公民協働についての認識、基本的考え方（住民、地域団体、法人又は団体と周南市の協働及び連携）

オ 管理運営について

- ・ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
- ・ 事故が起きた場合の対応策
- ・ 地震、火事、その他災害等の緊急体制と対策
- ・ 災害時の避難場所としての周南市との連携体制
- ・ 利用者からの要望、意見（苦情を含む。）の集約
- ・ 情報公開、個人情報保護

カ 管理経費の削減方法について

キ 施設の利用促進等について

ク アからキを踏まえた施設の管理運営体制について

- ・ 組織体制
- ・ 職員数と職員の業務内容、資格等
- ・ 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員の配置人数
- ・ 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導體制）

(6) 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 募集要項及び業務仕様書

イ 評価委員会設置要綱

ウ 選定結果

- ①選定された候補者の名称・評価点（合計点及び評価項目点）・選定理由
- ②参加者の名称
- ③参加者の評価点（合計点及び評価項目点）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。ただし、参加者が2社以内の場合は、特定された指定管理者候補者の評価点のみ公表する。

## 6 指定管理者の指定手続

- (1) 1次評価（書類評価） 令和4年9月下旬予定  
1次評価の可否を通知し、通過した者には、2次評価の案内をします。
- (2) 2次評価（プレゼンテーション評価） 令和4年10月上旬予定
- (3) 指定管理者の候補者の選定
- (4) 結果通知  
2次評価の結果を通知します。
- (5) 指定管理者の指定 令和4年12月下旬予定  
周南市議会の議決を経て、市長が指定し、指定通知書により通知します。
- (6) 指定の期間を通した基本協定の締結 令和5年3月予定
- (7) 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定の締結 各年度の4月1日
- (8) 保証金について  
この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用します。（免除については同条第2項の規定を準用します。）

## 7 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）の規定により公告し、かつ、本庁及び各総合支所の情報公開担当窓口（情報閲覧コーナー（本庁舎1階）、各総合支所情報公開窓口）に備え置くことにより行います。また、併せて周南市広報及び周南市ホームページでも公表します。

## 8 指定管理開始までの準備

指定管理者として指定された法人又は団体は、サービスの水準の維持を図るため、周南市と十分協議のうえ、令和5年1月から3月中旬までの間に、円滑に移行できるよう必要な準備を進めてください。

(別表)

今後の主なスケジュール

日 付	内 容
令和4年8月15日(月)～ 9月16日(金)	募集要項配布期間
令和4年8月16日(火)～ 8月29日(月)	質問事項受付期間
令和4年9月2日(金)～ 9月16日(金)	募集期間(申請書受付期間)
令和4年9月下旬(予定)	1次評価の実施
令和4年10月上旬(予定)	2次評価(プレゼンテーション)の 実施
令和4年10月下旬(予定)	結果通知
令和4年12月議会(予定)	指定管理者の議決
令和4年12月下旬(予定)	指定管理者の指定